

クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ

憲章抜粋（仮訳）

我々、豪、中、印、日、韓、米の政府代表（以下、パートナーと呼ぶ）は、2005年7月28日のビジョンステートメントに導かれ、本パートナーシップの目的は気候変動枠組条約等の原則と整合的であり、また、京都議定書を代替するものではなく、これを補完するものであることを想起しつつ、ここに、クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップを立ち上げる。

1. 共有されたビジョン

パートナーは、開発と貧困撲滅が、国際的に緊急かつ最優先の目標であると認識し、クリーン開発及び気候の目的を進展させるため自主的に集った。

2. 目的

本パートナーシップの目的は次のとおり：

- ・ 現実に成果を得るための具体的かつ実質的な協力を通して、各パートナーにおける、既存、新規、長期間の費用効果があり、よりクリーンで、より効率の良い技術及びプラクティスの開発・普及・展開・移転を容易にするため、法的拘束力を有さない、自主的な国際協力のための枠組みを創設する。
- ・ そのような努力を支援するため、実行できる環境を推進し作り上げる。
- ・ 国内汚染削減、エネルギー安全保障及び気候変動の目的達成を促進する。
- ・ クリーン開発の目標のため、相互に関連ある、開発・エネルギー・環境・気候変動問題に取り組むパートナーの政策手法を調査し、各国の開発及びエネルギー戦略の発展・実施における経験を共有するため、フォーラムを用意する。

3. 機能

- ・ 各パートナーの政策手法について情報を交換する。
- ・ 各パートナーのクリーン開発戦略の開発・実行に関する経験を共有し、情報を交換する。
- ・ 既存及び革新技术の普及促進を実行できる環境を構築及び創設する上で、障壁となるものを特定し、評価し、その解決を図る。
- ・ 二国間及び多国間の協力活動を特定し、実施する。
- ・ 既存の二国間及び多国間のイニシアティブについて協調を促進する。
- ・ 協力の努力を強化する手段としての活動に、人的能力及び組織的能力開発のための要素を組み入れる。

- ・ パートナーシップでの協力活動に不可欠な要素として、民間部門の参画を図る。
- ・ 作業計画を策定し、実施する。
- ・ 進展状況を定期的に評価する。

4. 組織

- ・ 本パートナーシップの実行を促すため、政策実施委員会、管理支援グループを設立する。
- ・ 政策実施委員会は、本パートナーシップの全体枠組、政策、手順を管理し、協力の進捗状況を定期的に検討し、管理支援グループに指示を与える。
- ・ 管理支援グループは、パートナーシップのコミュニケーションや活動における主要な調整役となる。
- ・ 政策実施委員会は、各パートナーの3名までの代表で構成される。

5. 資金調達

本パートナーシップへの参加は自主的な決定に基づく。各パートナーは、それぞれの判断により、資金面、人材面、その他の貢献を行う。

6. 知的所有権

本パートナーシップの協力活動から生じる知的所有権及びその取り扱いに関する問題は、全て事例ごとに対処されるものとする。

7. 改正

政策実施委員会は、パートナーのコンセンサスにより、本憲章及び附属書II（参加国のリスト）を改正することができる。